【書式3】動産仮差押命令申立書・請求債権目録

動産仮差押命令申立書

収 入 印 紙

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債 権 者 〇〇〇印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり(※省略) 請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

申立ての趣旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、別紙請求債権目録記載 の債権額に満つるまで債務者所有の動産は、仮に差し押さえる。

との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

- 1 債権者は債務者に対し、令和〇年〇月〇日、金〇〇〇万円を、利息年〇分、弁済 期令和〇年〇月〇日の約定で貸し付けた(甲1)。
- 2 債務者は、上記弁済期を経過するも、その弁済をしない。

第2 保全の必要性

1 債務者は、申立外〇〇〇〇株式会社に対する多額の手形債務に関し、〇〇銀行から取引停止処分を受けた(甲2)。

債務者は、動産以外見るべき財産を有していない上に、他にも相当の債務を負担しており、はなはだ窮乏の状態にある。しかも、債務者はすでに営業を完全に閉鎖してしまっており、動産の仮差押えを受けたとしても、それによって重大な損害を被るおそれはない(甲3)。

2 債権者は債務者に対し、貸金請求の訴えを提起すべく準備中であるが、今のうちに仮差押えをしておかなければ、後日勝訴判決を得てもその執行が不能に帰するおそれがある。

よって、上記債権の執行保全のため、本申立てに及ぶ次第である。

疎 明 方 法

甲 1 号証 金銭消費貸借契約書

甲2号証 銀行取引停止処分を受けた旨の証明書

甲 3 号証 報告書

添付書類

甲号証 各1通

請求債権目録

金〇〇〇万円

ただし、債権者が債務者に対し、令和〇年〇月〇日金〇〇〇万円を、利息年〇パーセント、弁済期令和〇年〇月〇日として貸し付けた貸金元本

(注) 動産については、民事保全法21条ただし書により、目的物を特定しないで仮差押命令を発令することができるので、申立書において、動産を特定することを要しません。しかし、特定動産についての仮差押命令を発令することも許されるので、その場合には、物件目録によって特定動産を表示することになります。

なお、特定動産を差し押さえる場合には、その価格の疎明が必要となります。